

## 緊急事態宣言発令による4月休館期間中の4月会費のお取り扱いについて

この度は、緊急事態宣言発令に伴う臨時休館等にご協力頂き誠にありがとうございます。臨時休館中の4月会費について、次の通りご案内をいたしますので、ご確認下さいますようお願いいたします。

### 《4月の会費について》

4月分の会費(3月26日引落日分)につきましては、営業開始月分の会費に充当させていただきます。5月会費(4月26日)の口座振替はございません。(お客様のお手続きはございません)4月、5月休会をされた方で、差額が生じる場合は、別途ご案内いたします。尚、4月一週目営業中のレッスンは、当レッスンを営業開始月一週目に充当させていただきます。(本年は、ゴールデンウィークの振り替えはございません。1、2月の振り替えについては別途ご案内致します)

### 《受付窓口について》

#### 休館中の電話受付

- ・2020年4月8日(水) ～ 4月15日(水) 10時～14時まで
- ・2020年4月19日(日) ～ 4月20日(月) 10時～12時まで

皆様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。不要不急の外出自粛要請中ですので、ご来館はご遠慮頂くようお願い申し上げます。緊急事態宣言の延長等によって休業期間及び営業時間の変更が生じた場合、ホームページにてお知らせ致します。